

## 株式会社 めぐみ 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6 年 1 月 1 日～令和 8 年 12 月 31 日までの3年間
2. 内容

**目標 1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。**

### ＜対策＞

- 令和 6 年 1 月～就業規則の見直し、整備を行う。従業員へ産前産後・育児休業制度に関する周知を行う。

**目標 2：育児休業等を取得しやすく、職場復帰がしやすい環境を整備する。**

### ＜対策＞

- 令和 6 年 1 月～出産予定者との個別対応を強化し、休業中の会社に関する情報を提供する。就業規則に「育児復帰プランによる支援」の項目を追加して、職場復帰を支援する。
- 令和 6 年 1 月～育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し
- 令和 6 年 1 月～育児休業後における原職または原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し

**目標3：男性の育児休業取得増進に関する活動及び周知活動を行う。**

### ＜対策＞

- 令和 6 年 1 月～男性も取得できる風土情勢のため男性の育児休業取得に関する情報発信を定期的に行う。
- 令和 6 年 1 月～休業を可能とする環境を整備し、男性の育児休業取得を促進する

以上